



三重県公報

県章

平成6年3月29日 火曜日 第537号

目次

規則

- 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則 (税務課) 3
- 三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 4
- 工業等に係る試験研究機関手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (商工振興課) 6
- 職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (職業能力開発課) 7
- 三重県技能習得資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 8
- 卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (経済園芸課) 9
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則 (同) 11
- 河川法施行細則等の一部を改正する規則 (河川課) 13
- 三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築営繕課) 19
- 電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則 (出納局) 20
- 人事委規則
- 三重県人事委員会規則7-2(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則 (人事委員会) 21
- 三重県人事委員会規則7-6(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を改正する規則 (同) 21
- 三重県人事委員会規則7-7(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)の一部を改正する規則 (同) 22
- 人事委規則
教育委規則
- 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会
教育委員会) 22
- 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (同) 25

課長

課長補佐

主幹

主査

高卒

高卒

- 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 26
(教育委員会)
- 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 26
企業庁管理規程
- 三重県水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程 (企業庁) 28
- 三重県工業用水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程 (同) 28
- 告 示
- 字の区域を変更する旨の届出 (地方課) 31
- 同件 (同) 32
- 同件 (同) 39
- 同件 (同) 40
- 同件 (同) 44
- 同件 (同) 45
- 公共用水域が該当する水域類型の指定及び当該水域類型に係る基準値の達成期間 (大気水質課) 50
- 公益法人の設立許可 (農政課) 50
- 経済圏芸関係補助金等交付要綱の一部改正 (経済圏芸課) 51
- 道路の区域決定及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 54
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 54
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 55
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 59
- 人事委告示
- 選考職種の設定及び採用資格要件の一部改正 (人事委員会) 60
- 公 告
- 土地改良区理事の退任の届出 (耕地課) 60
- 地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定 (農村整備課) 61
- 地積を特に減じて換地を定める土地としての指定 (同) 62
- 換地処分 (同) 62
- 同件 (同) 62
- 同件 (同) 62
- 同件 (同) 62
- 同件 (同) 62
- 同件 (同) 62

- 換地処分 (農村整備課) 63
- 同件 (同) 63
- 同件 (同) 63
- 同件 (同) 63
- 同件 (同) 63
- 同件 (同) 63
- 換地処分をした旨の届出 (同) 63
- 都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨 (都市計画課) 64
- 同件 (同) 64
- 同件 (同) 64
- 同件 (同) 65
- 同件 (同) 65

規 則

罰納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則を(一)に公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 三 三 発 一

三 重 県 規 則 第 三 十 六 号

罰納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

罰納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和三十一年三重県規則第六十四号)の(一)を次のように改正する。

第一号様式ニ 用紙は、日本工業規格B5とする。、を「規格A4」に改める。

第二号様式から第七号様式までの規定中 用紙は日本工業規格B5とする。を「規格A4」に改める。

第十号様式ニ 用紙日本標準規格B5、を「規格A4」に、第十條第三項、を「第十條第三項」に改め、同様式第十一号ニ「かつこ、を「括弧」に改め、同様式第十二号ニ「第十條第三項、を「第十條第三項」に改め、(第十七條) 、「第十條第三項(第十七條)」に、第十條第一項(第二十條、第十七條) 、「第十條第三項(第二十條、第十七條)」に、第十條第三項(第十九條、第十七條) 、「第十條第三項(第二十條、第十七條)」に改め、

第十二号様式中「用紙は日本工業規格B5とする。」を「規格A4」に改める。

第十四号様式中「用紙は日本工業規格B5とする。」を「規格A4」に「交付します」を「交付します。」に改める。

第十五号様式中「用紙は日本工業規格B5とする。」を「規格A4」に改める。

第十九号様式中「第十九号様式(用紙日本標準規格B5)」を「第19号様式(第21条関係)(規格A4)」に「第二十条」を「第20条」に改め、同様式注一中「かつこ」を「括弧」に改め、同様式備考一中「第二十条」を「第20条」に「第二十条(第二十四条)」を「第20条(第24条)」に「備考」中「はしつかえない」を「差し支えない」に改める。

第二十号様式中「第二十号様式(用紙日本標準規格B5)」を「第20号様式(第23条関係)(規格A4)」に「第二十条(第二十二條)」を「第20条(第22条)」に改め、同様式注一中「かつこ」を「括弧」に改め、同様式備考一中「第二十条(第二十二條)」を「第20条(第22条)」に「第二十条(第二十五條、第二十二條)」を「第20条(第25条、第22条)」に「第二十条(第二十四條、第二十二條)」を「第20条(第24条、第22条)」に「第二十条(第二十五條、第二十二條)」を「第20条(第25条、第22条)」に、同様式備考一中「はしつかえない」を「差し支えない」に改める。

第二十一号様式中「第二十一号様式(用紙日本標準規格B5)」を「第21号様式(第26条関係)(規格A4)」に「第二十条(第二十五條)」を「第20条(第25条)」に改め、同様式注一中「かつこ」を「括弧」に改め、同様式備考一中「はしつかえない」を「差し支えない」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則の規定に基づいて提出されている請求書その他の書類は、改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則の規定に基づいて提出された請求書その他の書類とみなす。

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田川亮

三重県規則第三十七号

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の一部を次

のように改正する。

第十五号様式中「B列5番(上55段)」を「規格A4」に改める。

第四十号様式を次のように改める。

第四十号様式(第3条関係)

事業開始(廃止・変更)申告書
申請人: 法人/個人
資本金額又は出資金額:
申告事業の延長の年数:
申告の事業の種類:
事業開始年月日:
事業所等の所在地:
業種区分:
業所区分:

注1 「1」及び「2」欄は読みかたを併記しておくこと。
注2 「3」欄の事業の種類又は業種については、別表(1)「用紙制事業、商業手続の取扱表」を詳しく記載していただく。
注3 事業所の増設、廃止のものにあっては、別表(2)「業種別増設・廃止の届出書」を併せて提出してください。
注4 変更のものにあっては、「1」欄の読みかたを併記していただくこととし、変更事項の増、減を別記記載していただく。
【添付書類】
1 事業を開始した場合には、申込、受領印、契約書の写し及び登記簿謄本の写し
2 法人、親族の場合には、登記簿謄本の写し

第四十号様式及び第四十七号様式中「規格B5」を「規格A4」に改める。

附則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

工業等に係る試験研究機関手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田川 亮 三

三重県規則第三十八号

工業等に係る試験研究機関手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

工業等に係る試験研究機関手数料徴収条例施行規則（昭和二十二年三重県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「製」を「様」に、「氏名又は名称及び代表者氏名」を

「氏名又は名称
代表者氏名
担当者」に、「次の試験等又は物品の加工」を「次の試験等」に

供試品の個数 又は数量	試験等又は物品 の加工の項目	成	分
----------------	-------------------	---	---

を

試験等の項目（内容）	件数
------------	----

「規格 B5」を「規格A4」

に改める。

第一号様式中「製」を「様」に、「あった」を「ありました」に、「でした」を「です」に改め、平成六年三月二十九日から平成六年四月一日まで、並びに「規格 B5」を「規格A4」に改める。

附則

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田川 亮 三

三重県規則第三十九号

職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

職業訓練手当支給規則（昭和四十二年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第11条関係）」に、「製」を「様」に、「行なっている」を「行っている」に、「国電」を「JR」に、「行なう」を「行う」に、「規格B4」を「規格A4」に改める。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第18条関係）」に、「訓練校名」を「職業能力開発校名」に、「行なわれなかった」を「行われなかった」

に、「規格B4」を「規格A4」に改める。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第13条関係)」に、「殿」を「様」に、「訓練手当等」を「訓練手当」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に、「行なう」を「行う」に、「規格B4」を「規格A4」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第13条関係)」に、「行なう」を「行う」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の職業訓練手当支給規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の職業訓練手当支給規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

三重県技能習得資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田川 亮

三重県規則第四十号

三重県技能習得資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

三重県技能習得資金貸付条例施行規則(昭和四十二年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第1条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第1条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県技能習得資金貸付条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県技能習得資金貸付条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田川 亮

三重県規則第四十一号

卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十二年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第1条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第2条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第3条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第四号様式の「第3号様式の2」を「第3号様式の2(第3条の2関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第五号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第4条関係)」に、「規格B4」を「規格A4」に改める。

第六号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第4条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第七号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第八号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第九号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第6条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第十一号様式中「第11号様式」を「第11号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十二号様式中「第12号様式」を「第12号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十三号様式中「第13号様式」を「第13号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十四号様式中「第14号様式」を「第14号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十五号様式中「第15号様式」を「第15号様式(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十五号様式の「中」第15号様式の2、を「第15号様式の2(第8条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十六号様式中「第16号様式」を「第16号様式(第9条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第十七号様式中「第17号様式」を「第17号様式(第10条関係)」に、「行なう」を「行う」に、「規格 B4」を「規格A4」に改める。

第十九号様式中「第19号様式」を「第19号様式(第12条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第二十一号様式中「第21号様式」を「第21号様式(第14条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第二十二号様式中「第22号様式」を「第22号様式(第14条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第二十三号様式中「第23号様式」を「第23号様式(第14条関係)」に、「せり人取り消し届出書」を「せり人取消届出書」に、「殿」を「様」に、「取り消しに」を「取消しに」に、「取り消し年月日」を「取消年月日」に、「取り消しの」を「取消しの」に、「規格 B5」を「規格A4」に改める。

第二十四号様式中「第24号様式」を「第24号様式(第15条関係)」に、「2」前項の規定により立入検査をする職員は、を「2」前項の規定により立入検査をする職員は、規定で定めるところにより、に改める。

附 則

- この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の卸売市場法の施行等に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 改正前の第四号様式及び第十七号様式の規定により交付された許可証は、

当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の第四号様式及び第十七号様式の規定により交付された許可証とみなす。

- 改正前の第二十四号様式の規定により交付された地方卸売市場(小規模卸売市場)立入検査員証は、当該検査員証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の第二十四号様式の規定により交付された地方卸売市場(小規模卸売市場)立入検査員証とみなす。

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田 川 亮

三重県規則第四十二号

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行規則(昭和四十九年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を第三十二条とする。

第二十八条第一項及び第三項第四号中「住所」の下に「並びに組合員に法第七十、条の十第一項第二号から第四号までに該当する者があるときはその名称及び所在地又は氏名及び住所」を加え、同条第四項中「第三号」を「第四号まで」に改め、同条第八項中「第八条」を「第十条」に改め、同条第九項中「第十六条」を「第十九条」に改め、同条第十項中「第十七条又は第十八条」を「第二十條又は第二十一條」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十七条中「試算表」の下に「債権の貸借状況、貸出金状況及び大口信用供与の状況についての報告書」を加え、同条を第三十條とし、第二十八條を第二十九條とし、第十條から第二十五條までを三條ずつ繰り下げ、第九條を第十條とし、同条の前に次の一條を加える。

(信用事業又は共済事業の全部譲渡の届出)

第十二條 組合は、前条第一項第八号の議決により信用事業若しくは共済事業の全部を譲渡したとき、又は共済契約の全部を移転したときは、遅滞なく次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

一 信用事業若しくは共済事業の譲渡契約書原本又は共済契約の移転契約書原本

二 譲渡した事業又は移転した契約の内容を記載した書面

三 財産目録及び貸借対照表

四 信用事業の全部を譲渡した組合にあつては、法第五十條の二第二項の規定による公示をしたことを証する書面

五 法第五十条の二第四項又は第五十条の二第四項において準用する法第四十九条第一項又は第五十条第二項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

第八條第一号中「農地保有合理化促進事業実施規程」を「農地保有合理化事業規程」に改め、同条に次の二号を加える。

十三 農業の経営を行う法人の農業経営の安定及び発展を図るため、当該法人の株式を取得し、又は当該法人に対して出資又は出えんすること。

十四 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。

第八條を第十條とし、同条の前に次の二條を加える。

一 農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第九條 組合は、法第十三条の十五の二第一項の規定による農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、農業経営規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 定款
二 農業経営規程の設定に係る総会又は総代会の議事録原本

2 組合は、法第十三条の十五の二第二項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 農業経営規程の変更にあつては、その事由を記載した書面及び現行条文と変更しようとする条文を併記した書面

二 農業経営規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

三 農業経営規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録原本

第七條を削る。

第六條第二項中「第十條の十三第一項」を「第十條の十四第二項」に改め、同条第二項中「第十條の十三第二項の規定により」を「第十條の十四第二項の規定による」に改め、同条を第八條とする

第五條第二項中「第十條の六第一項」を「第十條の八第二項」に改め、同条第一項中「第十條の六第三項」を「第十條の八第三項」に改め、同条を第七條とする

第四條第一項中「第十條の第一項」を「第十條の四第一項」に改め、同条第二項中「第十條の第三項」を「第十條の四第三項」に改め、同条を第六條とする。

第三條の次に次の二條を加える。

(貸付けの戶外利用割合の限度の特例の指定申請)

第四條 組合は、法第十條第三十二項の規定による指定を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 組合員に対する資金の貸付状況その他資金の運用状況を記載した書面
- 二 貸借対照表及び損益計算書
- 三 機構図
- 四 その他知事が必要と認める書類

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請)

第五條 組合は、法第十三条第一項の規定による信用事業規程の設定の承認を受けようとするときは、信用事業規程のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 信用事業規程の設定に係る総会又は総代会の議事録原本
- 三 信用事業方法書

2 組合は、法第十三条第一項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

一 信用事業規程の変更にあつては、その事由を記載した書面並びに現行条文及び変更しようとする条文を併記した書面

二 信用事業規程の廃止にあつては、その事由を記載した書面

三 信用事業規程の変更又は廃止に係る総会又は総代会の議事録原本

附則
この規則は、公布の日から施行する。

河川法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成六年三月二十九日

三重県知事 田川 亮三

三重県規則第四十三号

河川法施行細則等の一部を改正する規則

(河川法施行細則の一部改正)

第一條 河川法施行細則(昭和三十二年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中表の部分を次のように改める

目	的	単 位	坪 額	
			市 の 区 域	町 村 の 区 域
宅	地	ト一平方メー	五、四	四、四
		トルにっき		
物置場、物干場、畜馬場、工作物を設置する場合	地	ト一平方メー	五、四	四、四
		トルにっき		

物の置場、物干場、洗場のまま使用する場合は、素地	一平方メートルにつき	六〇円	八〇円
工場敷地	一平方メートルにつき	六〇〇円	三六〇円
物揚場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円
造船場	一平方メートルにつき	二〇〇円	一〇〇円
各種作業場	一平方メートルにつき	四〇〇円	二〇〇円
材木けい留場	一平方メートルにつき	二〇〇円	一〇〇円
田畑	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
えん堤類	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
養魚場	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
かき、のり養殖場	一平方メートルにつき	一〇〇円	一〇〇円
通路又は通路橋	一平方メートルにつき	二〇〇円	一〇〇円
軌条布設	一平方メートルにつき	二六〇円	一四〇円
電柱、支柱、支線、標杭類	一本につき	九〇〇円	八五〇円
鉄塔	一平方メートルにつき	六六〇円	六三〇円
外口徑二〇センチメートル未満	一メートルにつき	一〇〇円	七九円
外口徑二〇センチメートル以上四〇センチメートル未満	一メートルにつき	二〇〇円	一五〇円
外口徑四〇センチメートル以上七〇センチメートル未満	一メートルにつき	五〇〇円	三九〇円
外口徑七〇センチメートル以上	一メートルにつき	一、〇〇〇円	七九〇円
架空線	一メートルにつき	七〇円	四〇円

排水樋管	一箇所につき	五八〇円	一、二五〇円
採草放牧地	一平方メートルにつき	九円	九円

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第6条関係)」に、「般」を「兼」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第9条関係)」に、「般」を「兼」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

(二) 三重県一般海域等管理規則の一部改正

第二章 三重県一般海域等管理規則(昭和四十四年(三重県規則第五十一号)の部を次のように改正する。

別表の1の表中表の部分を次のように改める。

目的	単位	市町村の区域	町村の区域
宅地	一平方メートルにつき	五〇〇円	一四〇円
物置場、物干場、洗場、工作物を設置する場等	一平方メートルにつき	五〇〇円	一四〇円
物の置場、物干場、洗場、素地のまま使用する場合は	一平方メートルにつき	六〇円	八〇円
工場敷地	一平方メートルにつき	六〇〇円	三六〇円
物揚場	一平方メートルにつき	一四〇円	七〇円
造船場	一平方メートルにつき	二〇〇円	一〇〇円
各種作業場	一平方メートルにつき	四〇〇円	二〇〇円
材木けい留場	一平方メートルにつき	二〇〇円	一〇〇円
田畑	一平方メートルにつき	一〇円	一〇円
えん堤類	一平方メートルにつき	八〇円	四〇円
養魚場	一平方メートルにつき	一六〇円	八〇円
通路、通路橋	一平方メートルにつき	二〇〇円	一〇〇円

軌条布設	ト平方メートルにつき	六〇円	四〇円
水溝、橋、踏、保類 (排水設備を除く)	ト平方メートルにつき	八〇円	四〇円
棧橋、渡船場	ト平方メートルにつき	四〇円	七〇円
電柱、支柱、支線、標杭類	本につき	九〇円	八五〇円
鉄橋	ト平方メートルにつき	六六〇円	六三〇円
外口在り、ト平方メートルにつき	ト平方メートルにつき	七〇円	七九〇円
外口在り、ト平方メートルにつき	ト平方メートルにつき	七〇円	五〇円
外口在り、ト平方メートルにつき	ト平方メートルにつき	五〇円	七九〇円
外口在り、ト平方メートルにつき	ト平方メートルにつき	七〇円	七九〇円
架空線	ト平方メートルにつき	七〇円	四〇円
排水溝	ト平方メートルにつき	五八〇円	三〇〇円
草敷地	ト平方メートルにつき	五〇円	五〇円

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第3条関係)」とし「殿」を「様」とし「規格B5」を「規格A4」と改める。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第4条関係)」とし「殿」を「様」とし「規格B5」を「規格A4」と改める。

第三号様式の「三」第2号様式の2を「第2号様式の2(第7条関係)」とし「殿」を「様」とし「三重県一般海域管理規則」を「三重県一般海域等管理規則」とし「規格B5」を「規格A4」と改める。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第11条関係)」とし「殿」を「様」とし「お届けします」を「届け出ます」とし「規格B5」を「規格A4」と改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第13条関係)」とし「殿」を「様」とし「お届けします」を「届け出ます」とし「規格B5」を「規格A4」と改める。

〈海岸法施行細則の部改正〉

第二章 海岸法施行細則(昭和四十四年(三重県規則第五十七号)の部を次のように改正する。

別表の1の表中表の部分を次のように改める。

口	的	年 額	年 額
		市の区域	町村の区域
宅地	ト平方メートルにつき	五〇〇円	四〇〇円
物置場、物干場、洗場、工作場 を設置する場合	ト平方メートルにつき	五〇〇円	四〇〇円
物置場、物干場、洗場、養魚場 の土を使用する場合	ト平方メートルにつき	六〇〇円	八〇〇円
工場敷	ト平方メートルにつき	八〇〇円	六〇〇円
物置場	ト平方メートルにつき	四〇〇円	七〇〇円
歌船場	ト平方メートルにつき	一〇〇〇円	一〇〇〇円
各種作業場	ト平方メートルにつき	四〇〇円	三〇〇円
材木けい留場	ト平方メートルにつき	一〇〇〇円	一〇〇〇円
田圃	ト平方メートルにつき	一〇〇円	一〇〇円
えん堤類	ト平方メートルにつき	八〇〇円	四〇〇円
養魚場	ト平方メートルにつき	六〇〇円	八〇〇円
堤防、運路橋	ト平方メートルにつき	一〇〇円	一〇〇円
軌条布設	ト平方メートルにつき	六〇〇円	四〇〇円
水溝、橋、踏、保類 (排水設備を除く)	ト平方メートルにつき	八〇〇円	四〇〇円
代橋、渡船場	ト平方メートルにつき	四〇〇円	七〇〇円
電柱、支柱、支線、標杭類	本につき	九〇〇円	八五〇円

鉄	塔	一平方メートルにつき	六六〇円	六三〇円
布設線、埋設線、管	外口径二センチメートル未満	一メートルにつき	一〇〇円	七九円
成管	外口径二センチメートル以上四センチメートル未満	一メートルにつき	一〇〇円	五〇円
種管	外口径四センチメートル以上七センチメートル未満	一メートルにつき	五〇〇円	三九〇円
排水	外口径七センチメートル以上一メートル未満	一メートルにつき	一、〇〇〇円	七九〇円
採草	採種	一ヘクタール	七〇円	四〇円
排水	種	一ヘクタール	一、五八〇円	一、三〇〇円
採草	放牧地	一平方メートルにつき	五円	五円

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第3条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第3条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式（第3条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改め、同様式備考一中「読み変える」を「読み替える」に改める。

第四号様式中「第一号様式」を「第四号様式（第3条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第四号様式の一中「第四号様式の2」を「第四号様式の2（第5条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式（第9条関係）」に、「殿」を「様」に、「お届けします」を「届け出ます」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式（第10条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式（第12条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

附 則

- この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の河川法施行細則、三重県一般海域等管理

規則又は海岸法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、それぞれ改正後の河川法施行細則、三重県一般海域等管理規則又は海岸法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月十九日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第四十四号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（昭和五十年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号の三の項を次のように改める。

の二 の二 の二 の二 の二 の二 の二 の二 の二 の二 の二 の二	高岡山社 鈴鹿市 中層耐火	DK	一	四六、〇〇〇
		DK	二	〇五三、五〇〇
		四DK	三	一五九、二〇〇
		DK	前期四	四四八、四〇〇
		DK	前期四	五五四、六〇〇
		四DK	前期四	四五九、〇〇〇
		DK	後期四	〇四九、六〇〇
		DK	後期四	八五五、六〇〇
		四DK	後期四	〇五九、五〇〇
		DK	五	四四九、六〇〇
		DK	五	六五五、六〇〇
		四DK	五	四四九、五〇〇

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式（第6条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式（第6条関係）」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式（第8条関係）」に、「殿」を

「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第9条関係)」に、「殿」を「様」に、「申し立て」を「申立て」に、「取払い」を「取り払い」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第10条関係)」に、「殿」を「様」に、「M
T
S」年月日」を「年月日」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第11条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県営住宅条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県営住宅条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県知事 田川 亮

三重県規則第四十五号

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則

則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則(昭和四十二年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「規格B5紙」を「規格A4紙」に改める。

第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第9条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4紙」に改める。

第十五号様式中「第15号様式」を「第15号様式(第9条関係)」に、「殿」を「様」に、「規格B5」を「規格A4紙」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第二号様式、第十号様式及び第十五号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与等に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)に基づき、三重県人事委員会規則七二一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔

三重県人事委員会規則七二一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七二一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を次のように改正する。

第九条中第三項を第五項とし、第一項を第四項とし、第二項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

条例第十四条の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一 条例第十四条第一号に掲げる勤務 百分の百十五

二 条例第十四条第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

三 条例第十四条の第三項の人事委員会規則で定める割合は、百分の百三十五とする。

附則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与等に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)に基づき、三重県人事委員会規則七二六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔

三重県人事委員会規則七二六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七二六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を次のように改正する。

第六条中「保健婦」の下に、「保健士」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与等に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「五月」を「七月」に改め、「額の号給」の下に「（その者の初任給の号給について初任給基準表に定めのある場合において、当該課える額の号給中最下位の号給の一号給下位の号給がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給（前条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合の同欄の号給）の五号給上位の号給に達しないときは、当該五号給上位の号給を超える号給）」を加える。

別表第三下の表備考上中「職種欄」を「この種の「初任給」」に、「初任給」を「昇進給、職進給」に改める。

別表第三下の表備考上中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 学校教育法以外の師範専門学校の専攻科の卒業

別表第三下の表備考上中「通算課程（修業年限2年のものに限る。）又は相当課程」を「修業年限2年の課程」に改め、同項第六ロ中「（修業年限2年の通算課程及び相当課程を除く。）」を「修業年限1年の課程」に改める。

別表第六上の表備考上中「職種欄」を「この種の「初任給」」に改め、「昇進給昇進給」を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第三下の表、別表第三及び別表第六上の表の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔

三重県教育委員会委員長 井澤 道

三重県人事委員会規則 第一号
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第三項を第五項とし、第四項を第四項とし、第二項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

条例第十八条に規定する時間外勤務手当の支給割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする

一 条例第十八条第一号に掲げる勤務 百分の百二十五

二 条例第十八条第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

2 条例第十九条に規定する休日勤務手当の支給割合は、百分の百二十五とする。

第十三条第六項並びに第十三条の第一項及び第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第四項」に改める。

第十三条の四第三項中「第十二条第三項」を「第十三条第四項」に改める。第1号様式中「（第1号様式）」を「第1号様式（第1条の2関係）」とし、「並びに」を「及び」に改め、同様式を次のように改める。

注 1 この総代替責任には、次の委任状を添付するものとする。

委 任 状

私こと（受任者氏名）を代理人として下記の行為を委任します。

記

未払の給与の受領に関すること。

年 月 日

委任者の住所

氏

名

委任者の印鑑証明書添付

（以下同じ。）

様

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。（委任状についても同じ。）

第1号様式を次のように改める。

時給外勤務、休日勤務及び出張勤務命令簿

課種		給料		勤務命令時間	給料表名			勤務		勤務			休日勤務	夜間勤務		長期勤務		従事事務の内訳	従事者の出	
		給	料		時	時	分	時	分	時	分	時		分	時	分	時			分
校長命令印	副校長委任者印	125	100		150	100	135	100	160	100										
		125	100		150	100	135	100	160	100										

注 川原の人名さは、日本工業規格A列4判とする。

第三号様式注4中「日本標準規格B列5判」と「日本工業規格A列4判」を改める。

附 則

- この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十年三重県条例第十五号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔
 三重県教育委員会委員長 井澤道

三重県人事委員会規則 第二号
 三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年）
 三重県人事委員会規則 第十五号の、部を次のように改正する。

第十四条第一項中「十五日」を「十日」に改め、「額の昇給」の下に「（その名の初任給の昇給については初任給基準表に定めのある場合において、当該超える額の昇給中最低位の昇給の（昇給）下の昇給がその名に適用される初任給基準表の初任給欄に定める昇給（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合の同欄の昇給）の九号給上位の昇給に達しないときは、当該九号給上位の昇給を越える昇給」を加える。

別表第二第一号の項第（号）中（を）とし、ロの次に次の（号）を加える。

- イ 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業
- 別表第二第一号の項第（号）中「通信課程（修業年限2年のものに限る。）又は灯台課程」を「修業年限2年の課程」と改め、同項第六号ロ中「修業年限2年の通信課程及び灯台課程を除く。」を「修業年限1年の課程」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井 俊 輔

三重県教育委員会委員長 井 澤 道

三重県人事委員会規則 第三号
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中（別記様式）を「別記様式（第19号関係）」とし、「または」を「又は」に改め、同様式注2中「日本標準規格B列5判」を「日本工業規格A列4判」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の別記様式の規定に基づいて作成されている特殊勤務実績簿は、改正後の別記様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 坪井 俊 輔

三重県教育委員会委員長 井 澤 道

三重県人事委員会規則 第四号
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中（第1号様式）を「第1号様式（第10条関係）」とし、「および」を「及び」とし、または」を「又は」とし、B列5判」を「A列4判」に改め、同様式注4及び6中「または」を「又は」に改める。

第二号様式中（第2号様式）を「第2号様式（第10条関係）」とし、「B列5判」を「A列4判」に改め、同様式注3中「または」を「又は」に改め、同様式注5中「かつ」とし「括弧」とし、「および」を「及び」に改め、同様式注6中「明か」を「明らか」とし、または」を「又は」とし、かつ」とし「括弧」に改め、同様式注7中「明か」を「明らか」とし、「かつ」とし「括弧」に改め、同様式注8中「および」を「及び」に改める。

第三号様式中（第3号様式）を「第3号様式（第10条関係）」とし、「お届出しせず」を「届け出せず」とし、「B列5判」を「A列4判」に改め、同様式注中「同紙」を削り、「B列5判」を「A列4判」に改める。

第四号様式中（第4号様式）を「第4号様式（第10条関係）」とし、「および」を「及び」とし、「ならびに」を「並びに」とし、「B列5判」を「A列4判」に改め、同様式注4中「および」を「及び」に改める。

第五号様式中（第5号様式）を「第5号様式（第10条関係）」とし、「氏名」を「及び氏名」とし、「B列5判」を「A列4判」に改め、同様式注中「および」を「及び」に改める。

第六号様式中「B列5判」を「A列4判」に改める。

第六号様式中（第8号様式）を「第8号様式（第10条関係）」とし、「B列5判」を「A列4判」に改める。

第九号様式中（第9号様式）を「第9号様式（第11条関係）」とし、「B列5判」を「A列4判」に改める。

第十号様式中（第10号様式）を「第10号様式（第11条関係）」とし、「B列5判」を「A列4判」に改める。

第十一号様式中（第11号様式）を「第11号様式（第11条関係）」とし、「および」を「及び」とし、「B列5判」を「A列4判」に改め、同様式注1改める中「および」を「及び」に改める。

第十一号様式中（第12号様式）を「第12号様式（第11条の2関係）」とし、「勤務学校名、職種」を「勤務学校名及び職種」とし、「退職先、職種」

を「職先及び職種」に「申出ます」を「申し出ます」に、「B列5行」を「A列4行」に改め、同様式中「採用」を「及び採用」に「写」を「写し」に「もの」を「もの」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手引に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の公立学校職員の退職手引に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用するに妨がらない。

企業庁管理規程

三重県水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する
平成六年三月二十九日

三重県企業庁長 水原 恒 士

三重県企業庁管理規程第一号

三重県水道供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県水道供給条例施行規程昭和四十二年三重県企業庁管理規程第十二号の一部を次のように改正する。

第一号様式中 第二号様式 を 第一号様式(第一号様式除く)に「設」を「採」に、「規格B5」を「規格A1」に改める。

第二号様式中 第二号様式 を 第一号様式(第一号様式除く)に「設」を「採」に、「規格B5」を「規格A1」に改める。

附 則

- この管理規程は、平成六年四月一日から施行する。
- この管理規程の施行の際現に改正前の三重県水道供給条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県水道供給条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する

平成六年三月二十九日

三重県企業庁長 水原 恒 士

三重県企業庁管理規程第二号

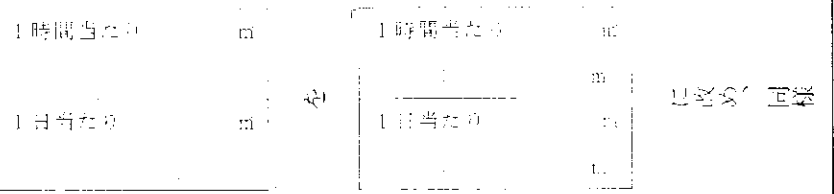
三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道条例施行規程(平成二年三重県企業庁管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(注)3中「B列4号」を「A列4番」に改める。

第二号様式(注)4及び第三号様式(注)中「B列5号」を「A列4番」に改める。

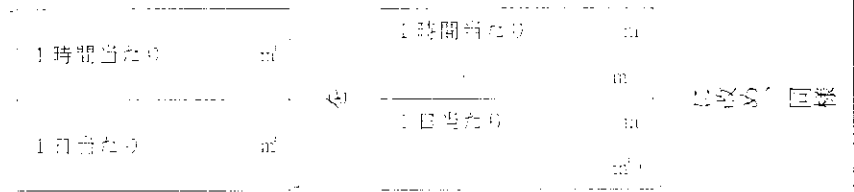
第四号様式中



式(注)2中「B列5号」を「A列4番」に改め、同様式(注)中「を」とし、「1を」とし、2の前に次の「号」を加える。

- 譲渡したことを証する書類(写しでも可)を添付すること。

第五号様式中



式(注)2中「B列5号」を「A列4番」に改める。

第六号様式(注)3、第七号様式(注)3、第八号様式(注)、第九号様式(注)2、第十号様式(注)2、第十一号様式(注)2、第十二号様式(注)2、第十三号様式(注)、第十四号様式(注)2及び第十五号様式(注)3中「B列5号」を「A列4番」に改める。

第十六号様式(注)3中「及び回来記を削り、切り捨てる」を「切り上げる」に改め、同様式(注)4中「B列5号」を「A列4番」に改める。

第十七号様式中

時間最大使用水量	を	時間当り水量
基本使用水量	を	日当り水量

備考	基本使用水量	時間当り水量
		日当り水量
	使用水量	時間当り水量
		日当り水量

備考	基本使用水量	時間最大使用水量
		日当り水量
	使用水量	時間当り水量
		日当り水量

に改め、同様式(注)一「時間最大使用

水量及び時間当り水量を「休止水量の時間当り水量」に「切り捨てる」
 を「切り上げる」に改め、同様式(注)2中「B列5号」を「A列4番」に改め、
 同様式(注)2を同様式(注)3とし、同様式(注)1の次に次の「1」を加える。

2 使用水量は、基本使用水量から、休止水量を減じた水量とする。
 第十八号様式(注)2及び第十九号様式(注)中「B列5号」を「A列4番」に改め
 る。

附 則

- この管理規程は、平成六年四月二日から施行する。
- この管理規程の施行の際現に改正前の「三重県工業用水道条例施行規程」の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の「三重県工業用水道条例施行規程」の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

三重県告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、鳥羽市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

- 鳥羽市岩倉町字大久保に編入する区域
鳥羽市岩倉町字タイ990及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部
- 鳥羽市岩倉町字東地に編入する区域
鳥羽市岩倉町字大久保911、912、1051の1の一部、1051の2の一部、1053の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
- 鳥羽市岩倉町字椿に編入する区域
鳥羽市岩倉町字大野465の1の地先の道路、水路である国有地の一部
- 鳥羽市岩倉町字大野に編入する区域
鳥羽市岩倉町字矢田599の一部、623の一部、624の一部、626の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに584の一部に隣接する道路である国有地の全部、字大野474、476の1に隣接する字矢田の道路、水路である国有地の一部
- 鳥羽市岩倉町字矢田に編入する区域
鳥羽市岩倉町字奥ノ矢田647の1、652の11
- 鳥羽市岩倉町字奥ノ矢田に編入する区域
鳥羽市岩倉町字矢田579の一部、580の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに581に隣接する道路である国有地の全部、字下大杉667、668の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
- 鳥羽市岩倉町字下大杉に編入する区域
鳥羽市岩倉町字口中野704の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部
- 鳥羽市岩倉町字大杉に編入する区域
鳥羽市岩倉町字下大杉683の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部
- 鳥羽市岩倉町字口中野に編入する区域
鳥羽市岩倉町字口中野741の一部、751の17、751の18及びこれらの区域に隣

接する水路である国有地の全部並びに字口中野736に隣接する字中野の道路、水路である国有地の一部

- 10 鳥羽市岩倉町字中野に編入する区域
鳥羽市岩倉町字口中野736の一部
- 11 鳥羽市松尾町字鈴串に編入する区域
鳥羽市松尾町字張道1145の11、1145の12
- 12 鳥羽市松尾町字小屋ノ谷に編入する区域
鳥羽市松尾町字中曾根862の6の一部、862の10の一部、864の一部
- 13 鳥羽市松尾町字十軒坊に編入する区域
鳥羽市松尾町字小山谷837の35の一部
- 14 鳥羽市松尾町字小山谷に編入する区域
鳥羽市松尾町字恵良田860の1の一部、870の一部、870の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字小山谷837の34の一部に隣接する字恵良田の道路である国有地の全部、字十軒坊871の一部、873の一部、873の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部

三重県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第87号）第260条第1項の規定により、上野市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同市長から届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 上野市下友生字岡花に編入する区域
上野市下友生字割1213の2の一部、1217の一部、1218の一部、1218の2の一部、中友生字後殿1277の一部、1278の一部、1279、1280の一部、1280の2、1281の一部、1281の2の一部、1282の一部、1283の一部、1344の一部、1345、1346、1348及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部
- 2 上野市下友生字小波田に編入する区域
上野市下友生字奥小波田207の2、208の3、209の1、209の2、211の1、211の2、213、219の1の一部、219の2の一部、220の3、222の5の一部、223の3の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、中友生字下代157の一部、158の1、158の2、159から161まで、162の1、162の2の一部、163の一部、164、165の一部
- 3 上野市中友生字旗ヶ峯に編入する区域
上野市下友生字小馬場1298の一部、1298の1の一部、1299の一部及びこれ

らの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、界外字旗ヶ峯56の一部、57、58の1、59の1、字登々木46から49までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字西代73の2の一部、96の一部及び中友生字旗ヶ峯1515に隣接する界外字西代の道路である国有地の全部

4 上野市中友生字大沢に編入する区域

上野市下友生字旗ヶ峯1431の3、1432の一部、1432の1、1433の一部、1438の一部、1438の2の一部、1439の一部、1440、1441、1442の1の一部、1442の2、1442の3、1442の5、1442の6の一部、1446の1の一部、1447の1、1447の2、1448、1449の一部、1500の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに1500の3に隣接する国有地の全部、字後殿1335の2、1336の2、1339の2の一部、1339の3の一部、1339の4から1339の6まで、1340の1、1340の2、1341の2、1351の2、1352の1から1352の3まで、1353、1354、1355の2、1356の2、1357の1、1358、1359、1360の1、1360の2、1361、1362、1362の2、1363、1363の2、1364から1372まで、1372の3、1373、1、374及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字岸之上1064の2の一部、1064の3の一部、1065の2、1082の2から1082の4まで、1083の2の一部、1083の3、1083の4、1084の2の一部、1084の4及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、下友生字小馬場1293の2、1294の2の一部、1295の3の一部、字岡花1263の2、1264の1、界外字大沢103、104、字西代83の一部、91から93までの各一部、95の一部、96の一部、97、98、99の1の一部、99の3、99の4

5 上野市中友生字岸之上に編入する区域

上野市中友生字後殿1281の2の一部、1321の一部、1323の一部、1324の一部、1325の一部、1325の2の一部、1326の一部、1326の2の一部、1327の一部、1329から1332までの各一部、1333、1334、1335の1、1336の1、1337、1338、1339の1、1339の2の一部、1339の3の一部、1341の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字大沢1403の3及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部、字北之平852の2の一部、894の4の一部、895の3の一部、933の2の一部、933の4の一部、935の4の一部、937の3、939、939の2、940から942までの各一部、944の一部、945の一部、
(947)
(948)
(950) の一部、949、949の1、951から953まで、954の1、954の2、955

から958まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、界外字岸ノ上105、106の1から106の3まで、107、字西代101の1及びこの区域に隣接する道路である国有地の一部、字北ノ平110の一部、111から113まで、113の2、114から117まで、118の一部、119の一部及びこれらの区

域に隣接介在する道路である国有地の全部

6 上野市中友生字後殿に編入する区域

上野市中友生字久保川原1098の1の一部、1098の3の一部、1228の2、1229の1、1230の一部、1231、1232の一部、1233の一部、1254の一部、1254の2の一部、1255の一部、1256、1257から1260までの各一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部、宇岸之上1076の一部、1091の一部、1093の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、下友生字岡花1228の一部、1231の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字洲1150の一部、1151の2の一部、1153の2、1189の3、1193の1、1194の1、1195の1、1196の1、1197の1、1198から1201まで、1202の1、1202の3、1203から1208まで、1209の1、1209の2、1210から1213まで、1213の2の一部、1214から1216まで、1217の一部、1218の一部、1218の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

7 上野市中友生字久保川原に編入する区域

上野市中友生字後殿1273の一部、1303から1309までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、下友生字洲1133の3、1136の2、1137の2、1147の2、1148の1、1149、1150の一部、1151の2の一部

8 上野市中友生字下代に編入する区域

上野市中友生字樋之谷136の3の一部、136の4、142の2、144の一部、145、146、146の1、146の2、147から149まで、150の1、150の2、151から153まで、153の1、154、155及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字福地228、229の一部、下友生字小波田242の1の一部、242の3の一部、242の5、243の一部、244の一部、245の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、字奥小波田219の1の一部、219の2の一部、222の3、222の4、222の5の一部、223の3の一部、224の1、225の3、226の3及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

9 上野市中友生字福地に編入する区域

上野市中友生字下代188の一部、189の2の一部、207の2の一部、208の2の一部、208の3の一部、209の一部、210の一部、212の一部、213の一部、225の一部、226の1から226の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字樋之谷136の2、136の3の一部、144の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、字西場谷125の1の一部、125の2、126の一部、127の1、127の2、127の3の一部、128の2、129の1の一部、129の2の一部、130の一部、130の2の一部、131から133まで、133の2、134、135及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字東場谷30の1の一部、30の3、30の4、31の一部、32の

2の一部、61の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、字山口490の2の一部、492の一部、492の2の一部、495の一部、495の2の一部、498の一部、499、500、501から503までの各一部、503の2の一部、504から509まで、509の2の一部、510の一部、517の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字中之地302、303の一部、306の一部、308の1の一部、308の2の一部、309の1の一部、310の一部、311、312、313の一部

10 上野市中友生字中之地に編入する区域

上野市中友生字福地265の2の一部、267の1の一部、267の2の一部、268の一部、269の一部、270の一部、276の一部、276の2の一部、277の一部、277の2の一部、277の3の一部、280の2の一部、281の1の一部、281の2の一部、301の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字山口480の一部、481の一部、482の2の一部、488の一部、488の2、493の一部、494の一部、494の2の一部、495の一部、495の2の一部、496、496の2、497、498の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字和田之脇673の一部、673の2の一部、674の一部、675の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

11 上野市中友生字山口に編入する区域

上野市中友生字東場谷24の一部、25から27まで、28の1の一部、28の2の一部、29の一部、30の1の一部、30の2の一部、32の一部、34の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字山口518、519に隣接する字東場谷の水路である国有地の全部、字和田之脇673の一部、673の2の一部、674の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、字東山603の一部、639の一部、663の一部、665の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部並びに664の地先の道路である国有地の一部、字山口482の2、490の2、535に隣接する字東山の道路である国有地の一部

12 上野市中友生字東場谷に編入する区域

上野市中友生字山口517の2の一部、519の一部、520の一部、526の一部、531の一部、533から535までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字東山540、543、544の1、544の8に隣接する道路である国有地の全部

13 上野市中友生字東山に編入する区域

上野市中友生字山口482の一部、482の2の一部、483の一部、484の一部、490の2の一部、529の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の一部

14 上野市中友生字森之下に編入する区域

上野市中友生字和田之脇752の2の一部、754の一部、755及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、界外字見福寺636の2、638、639及びこれらの区域に介在する国有地の全部

15 上野市中友生字北之平に編入する区域

上野市中友生字大沢1409の1の一部、1409の2の一部、1410の2の一部、1421の1の一部、1422の一部、1423の一部、1426の一部、1427の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、字旗ヶ峯1502の一部、1503から1505まで、1505の2の一部、1506の一部、1507、1508、1509の一部、1510の2の一部、1511の一部、1515の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字北之平924に隣接する字城谷の道路である国有地の一部、字岸之上972の2、980の2の一部、1062の2の一部、1064の2の一部、1064の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、界外字西代60から73まで、73の2の一部、74から79まで、80の1、80の2、81、82、83の一部、84から89まで、90の2、91から93までの各一部、94、95の一部、96の一部、99の1の一部、99の2、100の1から100の3まで、100の3、100の4、101の2、102の1、102の2及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部、字北ノ平124、125、126の一部、126の2、130の一部、131の一部、133の一部、字登々木49の一部、50の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字西代60、中友生字北之平924に隣接する界外字登々木の道路である国有地の全部

16 上野市中友生字西場谷に編入する区域

上野市中友生字東場谷30の1の一部、32の2の一部

17 上野市中友生字樋之谷に編入する区域

上野市中友生字西場谷125の1の一部、126の一部、127の3の一部

18 上野市界外字登々木に編入する区域

上野市中友生字旗ヶ峯1524の一部、1525の2の一部、1528の一部、1529、1530の一部、1532の一部、1533、1534の1の一部、1536の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字城谷1540、1540の1、1541、1541の3、1542、1562の2、1562の3、1571、1572の一部、1573の一部、1576の一部、1577、1578の一部、1579、1580、1580の1、1581、1584から1586まで、1586の3から1586の5まで、1587、1588の一部、1589から1591まで、1591の2、1592の1の一部、1592の2の一部、1593の一部、1594から1596まで、1596の2、1597の一部、1597の3、1597の4の一部、1599の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに1567に隣接する道

路である国有地の全部、字北之平⁽⁹¹⁷⁾/₍₉₁₉₎の一部、920の一部、921の一部、921の2の一部、929の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の一部、界外字旗ヶ峯56の一部

19 上野市界外字城谷に編入する区域

上野市界外字田野地代223、223の2の一部、224、225、226の一部、229の一部、230、231の一部、233の2の一部及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部、字沙田135の1、135の2の一部、135の3の一部、198の2の一部、221の2の一部、221の3、222及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字北ノ平134の一部、中友生字北之平913の一部、914、915の一部、916の一部、916の2の一部、⁽⁹¹⁷⁾/₍₉₁₉₎の一部、918、920の一部、921の2の一部、926の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字佐田1917の一部、1918の一部、1918の2の一部及びこれらの区域に介在する国有地の全部、字城谷1588の一部、1592の1の一部、1592の2の一部、1593の一部、1597の一部、1597の4の一部、1598、1599の一部、1600、1601の一部、1602の一部、1605の一部、1606の一部、1606の1、1646の一部、1647の一部、1653の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

20 上野市界外字北ノ平に編入する区域

上野市界外字沙田135の2の一部、135の3の一部、136の1の一部、136の2、213の一部、213の2の一部、217の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、中友生字北之平817の1の一部、818の1の一部、818の3の一部、823から825までの各一部、826から828まで、829の1、829の2、830の一部、831の1から831の3までの各一部、832の1、832の2、833、834、835の1、835の2、836、837、838の1から838の3まで、839、840の1、840の2、841の1、841の2、842から847まで、847の2、848、849、850の1、850の2、851、852、852の2の一部、853から858まで、859の一部、860の一部、862の1から862の3まで、863、864、865の1から865の3まで、866の2、⁽⁸⁶⁷⁾/₍₈₆₉₎、866、870から872まで、⁽⁸⁷⁴⁾/₍₈₇₇₎、875、875の2、876、879、879の2、880から882まで、883、883の2、884、885、886から889までの各一部、890から893まで、894の1、894の2の一部、894の3、894の4の一部、895の2の一部、904の一部、908の一部、908の1、909から912まで、913の一部、915の一部、916の一部、916の2の一部、⁽⁹¹⁷⁾/₍₉₁₉₎の一部、920の一部、926の2の一部、940の一部、941の一部、942の一部、943、944の一部、945の一部、946、⁽⁹⁴⁷⁾/₍₉₄₈₎/₍₉₅₀₎の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部並びに913の地先の道路である国有地

の全部、界外字北ノ平120に隣接する中友生字北之平の道路等である国有地の全部、字佐田1917の一部、1918の一部、1918の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

21 上野市界外字沙田に編入する区域

上野市界外字日野地代238の一部、243の一部、244の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字北浦324の一部、324の2の一部、513の一部、515の一部、516の一部、518の一部、519の一部、519の2の一部、字塚本527の2の一部、536の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、中友生字佐田1917の一部、字北之平816の2、817の1の一部、817の2、818の1の一部、818の2、818の3の一部、819の1、819の2、820、821、821の2、822の1、822の2、823から825までの各一部、830の一部、831の1から831の3までの各一部、852の2の一部、859の一部、860の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

22 上野市界外字日野地代に編入する区域

上野市界外字沙田195の1の一部、196の一部、197の一部、198の2の一部、218の一部、219の一部、220、221の1、221の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字日野地代238に隣接する字沙田の道路である国有地の全部、字北浦317の1、318の一部、318の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、中友生字城谷1645、1646の一部、1647の一部、1648から1653まで、1653の2の一部、1653の3、1654、1654の2、1655及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字佐田1917の一部、字丸尾1892

23 上野市界外字北浦に編入する区域

上野市界外字日野地代244の一部、248の1の一部、248の2の一部、249の一部、259の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字北浦318の2、324の2に隣接する字日野地代の道路である国有地の全部、字沙田172の2の一部、172の3の一部、173の1の一部、173の2の一部、173の3、174の1の一部、174の2、175の1から175の3までの各一部、176の1の一部、180の2の一部、185の3の一部、186の一部、186の2の一部、188の一部、189の一部、189の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに字北浦519の2、中友生字北浦1913の1に隣接する界外字沙田の道路である国有地の全部、字塚本523の1の一部、523の3から523の5まで、523の6の一部、536の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字檜原1026の2の一部、1040の3の一部、1040の5、1043の2、1044の2、1045の1、1045の2、1046から10

49まで、1050の1、1050の2、1051の1の一部、1051の2の一部、1052から1054までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字北浦499の2に隣接する字檜原の道路である国有地の全部、字中請1214、1214の1、1223の1の一部、中友生字北浦1912、1913の1、1913の2、1913の4、1915の1、1915の2の一部

24 上野市界外字塚本に編入する区域

上野市界外字沙田172の4の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、字檜原1014の一部、 $\begin{pmatrix} 1015 \\ 1017 \\ 1018 \end{pmatrix}$ の一部、1020の一部、1040の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、中友生字北浦1913の3、1915の3の一部

25 上野市界外字檜原に編入する区域

上野市界外字北浦500の3、501の3、字塚本523の6の一部、536の2の一部、538から540までの各一部、541、542の一部、543の一部、 $\begin{pmatrix} 547 \\ 548 \end{pmatrix}$ の一部、549の一部、550、551の一部、552の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、中友生字檜原1916、字北浦1915の2の一部、1915の3の一部

26 上野市界外字中請に編入する区域

上野市界外字檜原1040の3の一部、1051の1の一部、1051の2の一部、1052から1054までの各一部、1055の1、1055の2、1056の1、1056の2、1057、1058の1、1058の2、1151の1の一部、1151の2、1151の3の一部、1152の3の一部、1154の4の一部、1154の5の一部、1191の1の一部、1191の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字北浦482の一部、上友生字西川原631、632、632の2の一部、633、634、636の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

27 上野市上友生字西川原に編入する区域

上野市界外字中請1194の1から1194の3まで、1195の1から1195の3まで、1196の一部、1197の1の一部、1202の2の一部、1258の一部、1258の2の一部、1259の一部、1260の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字檜原1152の3の一部、1154の5の一部、1190の1、1190の2、1191の1の一部、1191の2の一部、1192、1193及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに1187、1189に隣接する道路である国有地の全部

三重県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、員弁郡北

勢町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

員弁郡北勢町大字川原字勸場地に編入する区域

員弁郡北勢町大字上相場字西日之谷53の2、54の3

三重県告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、員弁郡藤原町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

1 員弁郡藤原町大字下野尻字中島に編入する区域

員弁郡藤原町大字西野尻字飛地1723

2 員弁郡藤原町大字下野尻字矢之田に編入する区域

員弁郡藤原町大字西野尻字矢之田1698の一部、1699から1701まで、1702の一部、1707の一部、1709の一部、1710の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、大字上相場字矢田3173の一部、3175の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、大字川合字矢之田1562の1の一部、1563の一部

3 員弁郡藤原町大字下野尻字轟に編入する区域

員弁郡藤原町大字西野尻字轟1604の1、1606、1608、1609の1、1610の1、1611の1、1612の1、1613、1614、1615の1、1616から1620まで、1621の1、1622から1628まで、1629の一部、1630の3、1631の2、1632の1、1633の1、1634の1、1635の3、1637の3、1641の1、1642の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

4 員弁郡藤原町大字西野尻字矢之田に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字矢ノ田1、2の一部、3、4から6までの各一部、8の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

5 員弁郡藤原町大字西野尻字轟に編入する区域

員弁郡藤原町大字下野尻字轟232の2、232の3、239の2、239の3、240から246まで、247の1、247の2、248の2、250の1、250の2、251から257まで、258の1、259の1、260の1、261から265まで、266の2、266の3、267の一部、268の1、268の3、269の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、大字川合字轟キ1473の2、1548から1550まで、

1550の1の一部、1551、1551の1、1552の1、1552の4の一部、1552の5、1552の6の一部、1552の7、1558の3、1558の4、1559の1、1559の2、1560の2、1560の3及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

6 員弁郡藤原町大字下相場字矢ノ田に編入する区域

員弁郡藤原町大字下野尻字矢之田204、205の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、大字西野尻字矢之田1709から1712までの各一部、1719の一部、1720、1721及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字下相場字矢ノ田11に隣接する道路である国有地の全部、大字上相場字矢田3173の一部、3174、3175の一部、3176、大字川合字矢之田1562、1562の1の一部、1563の一部

7 員弁郡藤原町大字下相場字松原に編入する区域

員弁郡藤原町大字川合字向沢195の2、200の2、201の2、234の4、234の5の一部、238の1の一部、239の一部、240の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに大字下相場字松原146の1、147の1に隣接する大字川合字向沢の道路である国有地の全部

8 員弁郡藤原町大字下相場字上川原に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字芦原221の1の一部、225の2、226の1の一部、226の2の一部、229の1の一部、229の2、230の1の一部、230の2、231の1の一部、231の2、232の1の一部、232の2、233の1の一部、233の2、233の3、234の1の一部、234の2、234の3、236の1の一部、236の2、236の3から236の5までの各一部、246の一部、247の1の一部、247の2の一部、248の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに158の2、158の3、247の1、247の2、248の1の地先の水路である国有地の全部、大字上相場字上田3172の1から3172の3まで

9 員弁郡藤原町大字下相場字芦原に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字上川原263の2の一部、264の一部、296の1から296の6までの各一部、309の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに309の3の地先の道路である国有地の全部、字大杉谷721の5、726、728の1、728の2、729の1、730の1、730の2、731の1、732の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

10 員弁郡藤原町大字下相場字内貝戸に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字上川原358の4、359の1から359の3まで、360、361の1から361の4まで、362の1から362の3まで、363の1から363の3まで、364の1から364の3まで、365の2から365の4まで、366の2、371の1の一部、440の2の一部、440の3、440の4、442の1の一部、444、446の1、

446の2、447の1から447の10まで、448の1、448の2、448の3の一部、448の4、448の5、449の1から449の6まで、450の1から450の9まで、451の1の一部、451の2、451の3の一部、451の4の一部、451の5、451の6及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部、大字日内字向川原955の一部、955の1から955の3までの各一部、956、957、958の1、958の2、959から963まで、964から966までの各一部、967の1から967の3までの各一部、967の4、968の1、968の2、969、970の1から970の3まで、971の1から971の3まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、大字上相場字中狭5の2の一部、7の一部、7の1の一部、8、9、9の1、10、13の2、14の一部

11 員弁郡藤原町大字下相場字太ヶ谷に編入する区域

員弁郡藤原町大字日内字向山972

12 員弁郡藤原町大字川合字向沢に編入する区域

員弁郡藤原町大字川合字成亥貝戸174の1の一部、178の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに171から173まで、174の3、178の1に隣接する道路である国有地の全部、大字下相場字松原75の1、76の1の一部、77の1の一部、101の一部、102の一部、141の2、144の3、145の2、145の3、146の1の一部、146の3、147の1の一部、148の2、149、150の1から150の4まで、151の2、155の1、155の2、155の4、155の6、156の1、156の2、156の3の一部、156の4、156の5及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

13 員弁郡藤原町大字川合字轟キに編入する区域

員弁郡藤原町大字川合字屋敷1134の2から1134の4まで、1135の1、1136、1137の2、1138の2、1139の4及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに1137の1、1138の1に隣接する水路である国有地の全部、大字下野尻字轟232の1、233、234の一部、⁽²³⁵⁾/₍₂₃₆₎の一部、237、238、239の1、247の3、248の1の一部、250の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、大字西野尻字轟1629の一部、1690の2、1691の1、1692の1、1693、1694及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

14 員弁郡藤原町大字日内字ドウドに編入する区域

員弁郡藤原町大字長尾字萩野621の2の一部、622の一部、622の1の一部、633の1の一部、635の一部、636の一部、641の一部、646の1の一部、657の一部、657の1の一部、658の1の一部、658の3、664の2、665の1、666の1、667の1の一部、668、668の1、669の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

15 員弁郡藤原町大字長尾字萩野に編入する区域

員弁郡藤原町大字日内字ドウド484から488までの各一部、488の2の一部、488の3の一部、489の一部、545から547までの各一部、549の一部、549の1の一部、549の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに485の地先の水路である国有地の全部

16 員弁郡藤原町大字上相場字中狭に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字内貝戸623の一部、624、625の1、626の1、627の1、628の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、大字日内字向川原955の一部、955の1から955の3までの各一部、964から966までの各一部、967の1から967の3までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

17 員弁郡藤原町大字上相場字東日之谷に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字内貝戸628の1の一部、629の1、629の10及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

18 員弁郡藤原町大字上相場字観成寺に編入する区域

員弁郡藤原町大字上相場字中狭19の3、20の1及びこれらの区域に隣接する国有地の一部並びに20の2の地先の国有地の一部、字東日之谷21から23まで、24の1、24の2、24の6、26の1、26の2、31の1、51の1、52及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部並びに180の5に隣接する国有地の一部、字西日之谷53の1、54の2、54の4、字上之口214の1の一部、214の3、215の1、215の3、216から218まで、220、221の1、221の2、221の4、221の5、222の2、233の1、235の1、235の2、236の1の一部、236の2、236の3、237、237の1、238の1の一部、238の2、238の3、239の1から239の3まで、240の2、241の2、244の1、244の2、245から247まで、247の1、250から254まで、255の1、255の4、257の1、257の2、258の1、258の2、259及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、大字川原字勤場地4159の3から4159の5まで、4160の2、4160の3

19 員弁郡藤原町大字上相場字上之口に編入する区域

員弁郡藤原町大字下相場字観成寺83の1の一部、149の3、150の1、151、152、153の1、154、155の1、156の3、167の1、168の1、169の1、170の3、180の5の一部、181の3、182の1、183の1、184の1、185、186、187の1、187の2、188の1、188の2、189から192まで、193の1、194の1、194の3、195の2、197の1、198の1、203の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

三重県告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、度会郡度会町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田川 亮 三

度会郡度会町葛原字上ノ垣外に編入する区域

度会郡度会町葛原字東園141の20、141の30、141の33、 $\left(\begin{smallmatrix} 174 \\ 195 \end{smallmatrix}\right)$ 、176、177、180の1、181の2から181の4まで、181の6、181の7、182、182の1から182の4まで、183、183の1、183の2、184の1から184の4まで、185の1、185の2、187、 $\left(\begin{smallmatrix} 188 \\ 189 \\ 190 \end{smallmatrix}\right)$ の1、190、 $\left(\begin{smallmatrix} 191 \\ 192 \\ 193 \\ 194 \end{smallmatrix}\right)$ 及びこれらの区域に隣接する

道路、水路である国有地の全部、字下倉217の3、220の2、220の4、220の5、221の2、221の3、224の2、224の3、225の2、225の3、226の3、226の5、285の2、285の3、287の2、288の2、288の3、289の2、289の3、290の2から290の4まで、291の2、291の3、292の2、292の3、293の2、293の3、294の2、294の3、295の2、295の3、296の2、296の3、297の2、297の3、298の2、298の3、299の2、299の3、300の2から300の4まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字黒土371、372の1、372の2、373の1から373の3まで、374から380まで、383及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに字下倉300の2から300の4までに隣接する字黒土の水路である国有地の一部、字岡岩384、385、385の1、385の2、386から404まで、511、512、514から517まで、562、562の1、563から568まで、568の1、569から579まで、579の1、580から582まで、582の1、731から739まで、739の1、740、740の1、740の2、741、742の1、743から749まで、749の1、953から963まで、963の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字岩ヶ谷952の1、字岡ノ後1082の1、1087、1088、1111の1、1131の1、1131の2、1132、1132の1、1133の1、1134、1136、1137、1138の1、1139から1150まで、1152、1153、1155から1163まで、1240、1241及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字長出1280、1280の1、1281、1281の1、1281の2、1282の1から1282の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字西園1413、1415、1416、1418、1420、1422から1424まで、1426から1430まで、1430の1、1431、1431の1、1431の2、1435から1447まで、1447の1から1447の9まで、1447の12、1447の17、1447の39から1447の41まで、1447の51、1447の52、1449、1450、1453から1455まで、

1458、1460、1465及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

三重県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、阿山郡阿山町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田川 亮 三

- 阿山郡阿山町大字馬場字田藤に編入する区域
阿山郡阿山町大字馬場字西山523の3から523の5まで、525の1から525の4まで、525の6、526の3から526の5まで、527及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字川西848の5の一部
- 阿山郡阿山町大字馬場字小倉に編入する区域
阿山郡阿山町大字川合字松戸1121の2、1121の4、1122の1から1122の4まで、1122の6、1123の1、1124の2、1125の1、1126の1、1127の1及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部
- 阿山郡阿山町大字馬場字澤に編入する区域
阿山郡阿山町大字馬場字小婦希1177の2、1177の3、1177の5の一部、1177の7の一部、1178の1の一部、1178の2の一部、1189の1の一部、1193の一部、1193の2、1194の1の一部、1194の2の一部、1196の1、1196の2、1197から1200まで、1200の2、1201の一部、1201の1、1203の一部、1204、1204の1、1205、1205の1、1206の一部、1207の一部、1207の1、1208の1から1208の3まで、1209の1から1209の3まで、1210の1から1210の4まで、1211の1から1211の3まで、1211の4の一部、1211の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部
- 阿山郡阿山町大字馬場字大房に編入する区域
阿山郡阿山町大字馬場字小婦希1145の2、1153の6、1175の4、1175の6、1176の4、1176の5、1177の1の一部、1177の5の一部、1177の6、1177の8、1211の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字千貝字焼尾道之東166から168までの各一部、169の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字焼尾道之西171の1の一部、172の1の一部、172の2から172の4まで及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部
- 阿山郡阿山町大字千貝字焼尾道之西に編入する区域
阿山郡阿山町大字千貝字焼尾道之東150の4の一部、150の5の一部、159の1の一部、159の2の一部、160の1の一部、160の2、169の1の一部、

169の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに字焼尾道之西176の2、196の2に隣接する字焼尾道之東の道路である国有地の全部、大字馬場字澤1233の2の一部、1349の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字小婦希1177の1の一部、1211の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

6 阿山郡阿山町大字千貝字焼尾道之東に編入する区域

阿山郡阿山町大字千貝字焼尾道之西178の1の一部、178の2の一部、179の1の一部、179の2、180の1の一部、187の1の一部、187の2、189の1の一部、189の2、190の1の一部、190の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字馬田字二町田797から799までの各一部、816の2の一部、833の5の一部、834の17の一部、834の18の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに大字千貝字焼尾道之東152に隣接する大字馬田字二町田の道路である国有地の全部、大字馬場字大房1142の1の一部、1144の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字小婦希1211の5の一部及びこの地域に隣接する道路である国有地の一部

7 阿山郡阿山町大字千貝字宮ノ東に編入する区域

阿山郡阿山町大字千貝字焼尾道之西192の一部、193の一部、193の2の一部、194、195、195の4、196の1、196の2の一部、196の3、197から199まで、199の2、200、201、202から205までの各一部、206から212まで、212の1、212の2、213の一部、213の1の一部、214の一部、215、215の2の一部、216の一部、218の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字焼尾道之東147の1から147の3までの各一部、148の2の一部、149の一部、150の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに147の3、150の5の地先の道路である国有地の全部、字東里中901の3、921の1、922、923及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字馬田字二町田836の一部、837の1の一部、838の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

8 阿山郡阿山町大字千貝字城に編入する区域

阿山郡阿山町大字千貝字焼尾道之西213の一部、213の1の一部、220の一部、221の一部、233の2の一部、234の一部、234の1、234の1、234の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部並びに字城242の1に隣接する字焼尾道之西の道路である国有地の全部、字西里中821の1及びこの区域に隣接する国有地の全部、大字馬場字澤1233の1の一部、1233の2の一部、1237の2の一部、1239の2の一部、1240の1の一部、1240の2の一部、1240の3、1241の3の一部、1349の2の一部及びこれらの区域に隣接

介在する国有地の全部

9 阿山郡阿山町大字千貝字川ノ上に編入する区域

阿山郡阿山町大字千貝字藪坂320の7の一部、321の一部、322の一部、322の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字馬場字澤1326の一部、1326の1の一部、1327から1329まで、1330の一部、1331の一部、1339の2の一部、1343の一部、1344の一部、1345、1345の1、1346の一部、1347の一部、1349の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

10 阿山郡阿山町大字千貝字山之田に編入する区域

阿山郡阿山町大字千貝字松林434の2の一部、439の2の一部、439の3、457の2、458の2、459の1、459の2、460、461の1、461の2、462の1、462の2、463の1から463の3まで、464から470まで、470の2、471から475まで、476の1、476の2の一部、477、478の一部、479の1、479の2の一部、479の3の一部、479の4、480の2の一部、480の3、481の2の一部、482の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字堀切656の3、658の1の一部、658の2の一部、661の2の一部、686から688まで、693、703の2、704及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

11 阿山郡阿山町大字千貝字堀切に編入する区域

阿山郡阿山町大字千貝字松林434の2の一部、478の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

12 阿山郡阿山町大字円徳院字上川原に編入する区域

阿山郡阿山町大字円徳院字南中溝508の一部、509、510、511の一部、512の一部、513の2の一部、519から521までの各一部、524の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

13 阿山郡阿山町大字円徳院字北出前に編入する区域

阿山郡阿山町大字円徳院字北中溝643の1の一部、643の2の一部、655の一部、656の1の一部、656の2の一部、657の一部、667の2、668の一部、669の1、669の2の一部、669の3から669の5まで、669の7、669の11、669の12、669の19から669の22まで、671の1から671の5まで、671の7、672の1、672の2、673、674、675の一部、676から679まで、679の2、680から682まで、682の2の一部、683、684、684の2、685の一部、686から689まで、689の2、690、691、692の1から692の3まで、693、694、695の1から695の3まで、696から698まで、699から701までの各一部、702の1の一部、702の2、703、704、705の2の一部、705の3か705の6まで、706、707、708の

2から708の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部

14 阿山郡阿山町大字川合字黒田に編入する区域

阿山郡阿山町大字川合字東山96の3の一部、96の4から96の6まで、98の1、100の1、101の1の一部、101の2、101の3の一部、101の4、101の5、101の6の一部、101の7、102の一部、111の1の一部、111の6の一部、148の2の一部、148の3の一部、148の6の一部、148の7の一部、149の1の一部、172の1の一部、187、189の2、189の3の一部、240の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、字押立241の1の一部、337の1の一部、337の2、337の4の一部、338の1の一部、340の一部、341、342の一部、344の一部、345、346、346の2、347、348の一部、351から353までの各一部、354から360まで、360の2の一部、361から364までの各一部、367から370までの各一部、375の2の一部、378の一部、379、380の一部、381、382、383の1、384の1、385及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字円徳院字東山710の6から710の8まで、725の2、725の3、727から731まで、731の2、927の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字北出前928から931まで、932の1、932の2、933から935まで、935の2、936、937の一部、938の一部、938の2の一部、939及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

15 阿山郡阿山町大字川合字東山に編入する区域

阿山郡阿山町大字川合字押立241の1の一部、336の1の一部、336の2の一部、337の1の一部、337の3、337の4の一部、338の1の一部、338の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

16 阿山郡阿山町大字川合字溝田に編入する区域

阿山郡阿山町大字川合字黒田481の1の一部、482の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字円徳院字溝田1650、1650の2、1651、1652の1から1652の5まで及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

17 阿山郡阿山町大字川合字押立に編入する区域

阿山郡阿山町大字田中字前出504の4、514の1、514の3、514の6及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、字野田623の4、624、624の2及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

18 阿山郡阿山町大字田中字向出に編入する区域

阿山郡阿山町大字田中字堂之久保20の9の一部、44の2の一部、62の1の

一部、62の2の一部、62の4、63の1の一部、63の2、64の6の一部、69の一部、69の2の一部、70の1の一部、70の2の一部、70の3及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、大字馬場字大房1100の1の一部、1101の1の一部、1102の一部、1103の1の一部、1104の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、大字馬田字稲端713の一部及びこの区域に隣接する道路等である国有地の全部、字二町田777の一部、778、779の一部、780の一部、782の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

19 阿山郡阿山町大字田中字堂之久保に編入する区域

阿山郡阿山町大字馬場字大房1091から1094まで、1095の一部、1097の1の一部、1098の1、1098の2、1099、1100の1の一部、1100の2、1100の3、1101の1の一部、1101の2、1103の1から1103の4までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部

20 阿山郡阿山町大字馬田字稲端に編入する区域

阿山郡阿山町大字馬田字二町田747、747の1、747の2の一部、751、754の一部、754の2の一部、755の1から755の3までの各一部、756、757から763までの各一部、765の一部、766、767の一部、771の1の一部、772の2から772の4までの各一部、772の6の一部、772の7の一部、773の1の一部、773の2から773の9まで、774の1の一部、776の1の一部、777の一部、785の3の一部、785の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、字大平1005の3、1013の1、1013の2及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、大字田中字向出140の一部、141、142の1の一部、143の1、143の3及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

21 阿山郡阿山町大字馬田字二町田に編入する区域

阿山郡阿山町大字馬田字稲端713の一部及びこの区域に隣接する国有地の全部、大字千貝字焼尾道之東147の1から147の3までの各一部、148の1、148の2の一部、149の一部、150の1の一部、150の4の一部、150の5の一部、150の6から150の8まで、151の1、151の2、151の3の一部、164の一部、165の1の一部、165の2、165の3、165の4の一部、166の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の一部、大字田中字向出109の一部、110、110の2の一部、111、112の一部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部、大字馬場字大房1097の3の一部、1102の一部、1103の1の一部、1104の一部、1105から1107まで、1107の1から1107の5まで、1108、1108の1から1108の4まで、1109、1109の1から1109の4まで、1110、1111の1の一部、1112の4の一部、1113、1113の1、1113の2の一部、1113の3の

一部、1113の4、1113の5、1113の6の一部、1113の7の一部、1114の一部、1114の2の一部、1114の5、1124の一部、1124の1の一部、1124の6、1124の7の一部、1125の3の一部、1125の4の一部、1142の1の一部、1144の2の一部及びこれらの区域に隣接在する国有地の全部

三重県告示第165号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び第2項並びに環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第1項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成6年3月29日

三重県知事 田川亮三

水 域	該当類型	達成期間	暫定目標
金 沢 川	C	5年を超える期間で可及的速やかに達成	平成9年度にBOD75%値で6.5mg/lとする。

(注) 該当類型欄の類型は、環境庁告示別表2の河川（湖沼を除く。）の表の類型を示す。

三重県告示第166号

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、公益法人の設立を次のとおり許可した。

平成6年3月29日

三重県知事 田川亮三

- 1 許可年月日
平成6年3月22日
- 2 法人の名称
財団法人三重県林業従事者対策基金
- 3 主たる事務所の所在地
津市広明町13番地

三重県告示第167号

経済園芸関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成6年3月29日

三重県知事 田川亮三

経済園芸関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

経済園芸関係補助金等交付要綱（昭和61年三重県告示第517号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の項Aの欄中「クリエイティブプラン推進事業費補助金」を「フラワーゾーンクリエイティブプラン推進事業費補助金」に改め、同項Bの欄中「市町村」を「市町村又は農業協同組合」に改め、同表第7号の項Cの欄中「推進方針の策定」を「推進会議の開催」に、「フラワーキャンペーンガールの選考及び設置」を「園芸教室、フラワーアレンジメント教室の開催」に改め、同表中第23号の項を削り、第22号の項を第23号の項とし、第19号の項から第21号の項までを1項ずつ繰り下げ、同表第18号の項Dの欄中「別に定める」を「定額」に改め、同項を同表第19号の項とし、同表第17号の項Cの欄及びDの欄を次のように改め、同項を同表第18号の項とする。

三重県果実生産出荷安定基金協会が行う次の事業に充当するための基金の造成に要する経費	
(1) 計画生産出荷促進対策基金造成事業	1/10以内
(2) 果樹改植農家経営維持安定資金利息補給事業	1/2以内
(3) 生産者補給金交付準備金造成事業	1/4以内

別表中第16号の項を第17号の項とし、第12号の項から第15号の項までを1項ずつ繰り下げ、第11号の項を削り、第10号の項を第12号の項とし、同表第9号の項Dの欄中「事業費」を「事業費又は間接補助事業費」に改め、同項Eの欄中「農業協同組合」を「市町村及び農業協同組合」に改め、同項を同表第11号の項とし、同表第8号の項の次に次のように加える。

9	花のむらづくりモデル推進事業費補助金	花きを利用しての営農環境改善整備及び地域ぐるみの諸活動の推進による集落機能の維持増進を図る。	市町村が行う次の事業に要する経費 1/2以内	市町村
			(1) 推進協議会の開催事業 (2) 地域社会機能維持向上活動事業 (3) 花きを利用しての地域活動条件整備事業	
10	全国菊花大会補助金	第29回全日本菊花連盟全国大会・三重大会を開催し、本県のイメージアップ及び安らぎある生活環境作りを図る。	第29回全日本菊花連盟全国大会・三重大会実施委員会	定額

別表第32号の項を次のように改める。

32	園芸種苗施設設置事業費補助金	園芸作物の生産体制を確立するため、優良な種苗の供給体制の整備を図る。	園芸特産物の優良種苗供給施設の整備に要する経費	事業費又は三重県経済農業協同組合連合会又は1/3以上は市町村
----	----------------	------------------------------------	-------------------------	--------------------------------

別表中第33号の項及び第34号の項を削り、第35号の項を第33号の項とし、第36号の項を第34号の項とし、第37号の項を次のように改め、同項を同表第35号の項とする。

37	園芸特産物ブランド確立事業費補助金	園芸特産物のブランドを確立するため、高品質な園芸特産物の生産並びにターゲットを絞った出荷販売及び消費宣伝対策を推進する。	1 農業協同組合連合会等が行う次の事業に要する経費 (1) ブランド確立消費拡大事業 (2) ブランド品流通拡充事業 (3) ブランド品優良品種選定事業 (4) ブランド品安心保証事業	事業費の1/2以内	三重県経済農業協同組合連合会、三重県園芸振興協会又は三重県農産種苗協同組合
----	-------------------	--	--	-----------	---------------------------------------

2	ブランド品目別組織による高品質生産技術の向上及び特約店の設置等による消費拡大PRの展開に要する経費	事業費の知事が適当と認める団体
3	市町村、三重県経済農業協同組合連合会等が行う次の事業に要する経費又は農業協同組合、農業者の組織する団体等が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 1) 生産安定・省力化施設整備事業 2) 品質向上施設整備事業 3) 出荷選別調整施設整備事業	事業費又は市町村、三重県経済農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体

別表中第38号の項及び第39号の項を削り、第40号の項を第36号の項とし、第41号の項を第37号の項とし、同表第42号の項Aの欄中「農山村活性化農協活動促進対策事業費補助金」を「農山村農協活性化促進対策事業費補助金」に改め、同項Cの欄中「消費者ニーズ」を「新規就農支援活動の強化に関する計画を策定するとともに、消費者ニーズ」に改め、同項を同表第38号の項とし、同表中第43号の項を第39号の項とし、第44号の項を削り、第45号の項を第40号の項とし、同表に次のように加える。

41	広域農協指標策定事業費補助金	広域農協の理想的な組織体制を検討するとともに、情勢に対応し得る体制作りを図る。	三重県農業協同組合中央会が農業協同組合を指導するために行う次の事業に要する経費 1) 効率的な組織体制の検討 2) 経済事業部門の検討 3) 資質向上対策事業	事業費の1/2以内	三重県農業協同組合中央会
----	----------------	---	--	-----------	--------------

42 農協検査機能農協の内部監査 三重県農業協同組合事業費の三重県農業
 等効率化事業機能の充実を図 中央会が農業協同組合1/2以内 協同組合中
 費補助金 り、不正事件等の内部監査機能を強化 中央会
 を未然に防ぐ体制 するために 行う農協監
 制の確立を図 査研修事業に要する経
 費

43 新需要特産産地地域の特色を活 市町村が行う次の事業費又は市町村
 地育成事業費かした果樹産地 業に要する経費又は農 間接補助事
 補助金 の育成を図るた 業協同組合等が行う次 業費の1/2
 め、果樹の新た の事業につき市町村が 以内
 な需要開発を行 補助するのに要する経
 費
 (1) 推進指導事業
 (2) 条件整備事業

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成5年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 松阪伊勢自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡明和町大字南藤原字長磯730番地先から	2.50～15.30	1,569.00
多気郡明和町大字山太字長新田300番1地先まで		

三重県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日

から2週間縦覧に供する。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県 道 松阪伊勢自転 車道線	多気郡明和町大字南藤原字長磯730番地 先から 多気郡明和町大字八木戸字里中1161番4 まで	平成6年3月29日

三重県告示第170号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
湯の山2地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
三重郡菰野町大字菰野字湯之山
- 3 区域の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重郡菰野町大字菰野
字湯之山8625-4 1号及び2号
8625-27 3号
8625-14 4号及び5号

第 2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
佐原4地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
多気郡大台町大字佐原字小左原
- 3 区域の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び多気郡大台町佐原字小左原100-1、100-8、100-6、100-7、100-2、100-3、101-3、101-1、103、105、106-1、48及び46の一部の土地並びにこれらに

囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

多気郡大台町大字佐原

- | | |
|---------|--------|
| 字小左原 46 | 1号 |
| 147 | 2号及び3号 |
| 51-1 | 4号から7号 |
| 100-1 | 8号 |

第3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

唐櫃1地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

多気郡宮川村大字唐櫃字森下、下り及びコハセ

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び多気郡宮川村大字唐櫃字下り758-2、774-3、774-1、775-3、775-1、778-2、778-1、781-3、781-1、794-2、794-3、794-1、794-5、793-6、793-5、798-2、798-6及び798-1、字コハセ805-1、805-7、805-6、807-3、807-8、807-2、807-7及び807-1の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

多気郡宮川村大字唐櫃

- | | |
|-----------|--------|
| 字下り756 | 1号 |
| 755 | 2号 |
| 780 | 3号 |
| 字コハセ806-1 | 4号及び5号 |

第4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

滝谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

多気郡宮川村大字滝谷字森下、宅ノ上、木戸口、寺道上及び寺道下

3 区域の土地の表示

多気郡宮川村大字滝谷字森下214-4、219-4、219-3、218及び219-1、字宅ノ上137-2、137-1、137-4、137-3、142、145、147、151、156、155及び164の一部、字木戸口1167、174、174-1、173の一部及び117、字寺道上116、字寺道下114-1及び113-3、字木戸口111-1の土地及び国道422号の西側官民境界線に沿って囲まれた土地の区域並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大原野地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大宮町大字阿曾字市之瀬及び奥里出

3 区域の土地の表示

度会郡大宮町大字阿曾字市之瀬1223-1、1223-2、1224、1228-1、1228-7、1228-8、1228-6、1229-2、1229-3、1233-4、1233-1及び1234-2、字奥里出1245-2、1245-1、1244-2及び1244-3の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

賛浦2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南島町賛浦字高濱

3 区域の土地の表示

度会郡南島町賛浦字高濱27、28、31、32の一部、34-2、34-1、61、37-2、40-17、40-10、40-16、40-5、40-4及び59-1の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

泉3・4地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町泉字上袖、丹照及び井開道

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町泉字上袖377、376-5、376-6、376-3、377-2及び377-1、字丹照386-1、388-1及び388-2、字井開道400-2、400-6、399-2、399-1、399-5、424、421、420、419、418、407、408、409及び402の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

ツバ井戸地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡志摩町御座字ツバ井戸

3 区域の土地の表示

志摩郡志摩町御座字ツバ井戸103-10の一部、103-13、103-14、103-15

の一部、103-27の一部、103-39、103-41、103-42、109-1、109-2及び109-4の土地

第9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上比奈知2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名張市上比奈知字西出

3 区域の土地の表示

名張市上比奈知字西出206、216、215、214、213、248、251、299、300、304、307、284、285、286、288-1、289、290、291-1、292-1、293-1、272、271、268-2、268-1、235、236、238、240、218-1、219及び218-2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第10

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

滝之原4地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名張市滝之原字大久保

3 区域の土地の表示

名張市滝之原字大久保1286、1287、1288、1289、1291、1291-1、1295、1294、1296、1304-1、1304-2、1303、1302、1308、1308-1、1309、1325、1326、1331、1332、1330、1335、1337及び1318の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第11

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宮ノ上(追加)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市宮ノ上町字宮ノ後

3 区域の土地の表示

尾鷲市宮ノ上町字宮ノ後1369-3の一部、1370-3、1370-4、1370 5、1372-3、1372-23、1372-6、1372-7、1372-36、1372-12、1372-11、1372-10、1372-9、1372-8、1371-13、1371-11、1371-1、1371-12、1371 10、1371-9、1371-5、1371-4及び1369-7の土地及びこれらに囲まれた土地

第12

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大阪(追加)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

熊野市木本町字ハサマ及び峯樫山

3 区域の土地の表示

熊野市木本町字ハサマ1534-2、1534-3、1557-5、1551-1、1551-4、1551-5、1555-3、1555-11、1554-10、1555-2及び1555-1、字峯樫山1559-3、1559-7、1559 6、1555-5、1580-1、1562-2、1562-1、1563の一部、1559-1、1558及び1565の一部の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

三重県告示第171号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成6年3月29日

三重県知事 田川 亮 三

1 施行者の名称

亀山市

2 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画道路事業

3・5・6号和賀白川線

3 事業施行期間

昭和59年11月9日から平成8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和59年三重県告示第539号の事業地のうち三重県亀山市野村町字高飛、字下野垣内、字野村、字忍山及び字守口地内を三重県亀山市野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目及び野村町字守口地内に変更する。

(2) 使用の部分

昭和59年三重県告示第539号の事業地に三重県亀山市野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目及び野村町字守口地内を加える。

人事委告示

三重県人事委員会告示第1号

選考職種の指定及び採用資格要件(昭和41年三重県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成6年3月29日

三重県人事委員会委員長 坪井俊輔

第1項の表中「精神薄弱者援護施設基準(昭和43年厚生省令第14号)」を「精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号)」に、「保健婦」を「保健婦(士)」に、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」を「農業改良助長法施行令」に、

電波法(昭和25年法律第131号)に基づく免許のうち次の免許を有する者であること。
第1級無線通信士、第2級無線通信士、第3級無線通信士、第1級無線技術士、第2級無線技術士、特殊無線技士(多重無線設備)

特殊無線技士(多重無線設備)は、消防防災課に限る。

を

電波法(昭和25年法律第131号)に基づく免許のうち次の免許を有する者であること。
第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、第1級陸上特殊無線技士

第1級陸上特殊無線技士は、消防防災課に限る。

に改める。

第2項第3号中「身体障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)」を「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和62年法律第41号)」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事の退任の届出があった。

平成6年3月29日

三重県知事 田川亮三

市木川沿岸土地改良区(南牟婁郡御浜町大字下市木919番地の10)

退任理事

南牟婁郡御浜町大字上市木2182番地 岡本松繁

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営は場整備事業中郷地区第1換地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成6年3月29日

三重県知事 田川亮三

1 換地を定めない土地

市町村大字	字	地番地目	地積
嬉野町釜生田	北川原	14-2 田	161.00
"	"	61-2 "	3.30
"	"	60-2 "	36
"	新坊前	234-3 "	26
"	堂ノ前	385-3 畑	59

2 地積を特に減じて換地を定める土地

市町村大字	字	地番地目	地積	特に減ずる地積
嬉野町釜生田	北川原	20-1 田	66.00	19.72
"	"	64-1 "	185	54.64
"	"	62-3 "	185	86.19
"	"	59-1 "	638	151.71
"	"	54-2 "	130	76.74
"	新坊前	241 "	578	50.73
"	"	225-1 "	588	413.03
"	"	225-3 "	201	130.07
"	"	234-1 "	82	3.59
"	堂ノ前	372 3 畑	122	106.54
"	"	373-1 田	819	104.44
"	"	382 畑	287	68.88

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業芥川沿岸地区全換地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

市町村	大字	字	地番地	目地積	特に減ずる地積
鈴鹿市	中富田町	東浦	50	1,428㎡	500㎡
"	西富田町	北台	298	1,428	500
"	"	"	310	1,106	500
"	"	"	314	1,295	500

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業鳥羽地区鈴串換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業鳥羽地区中曽根換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業鳥羽地区志田換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業鳥羽地区大杉換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業上野東部地区第2換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業藤原東部地区第2換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業志摩地区大方換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業志摩地区三柳換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業志摩地区大江換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業志摩地区東坊換地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業河合地区の換地処分をした。

平成6年3月29日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、度会町から換地処分（黒土地区）をした旨、届出があった。

平成 6 年 3 月 29 日

三重県知事 田 川 亮 三

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成 6 年 3 月 29 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業

3・4・7号野町国府線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

鈴鹿市西条5丁目117

北勢県民局鈴鹿土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成 6 年 3 月 29 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業

3・4・12号野町西条線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

鈴鹿市西条5丁目117

北勢県民局鈴鹿土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成 6 年 3 月 29 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

松阪都市計画道路事業

3・4・6号本町垣鼻線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

松阪市高町138

松阪地方県民局松阪土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成 6 年 3 月 29 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業

3・3・15号豊川浦田線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

伊勢市勢田町622

南勢志摩県民局伊勢土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成 6 年 3 月 29 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画事業の種類及び名称

尾鷲都市計画道路事業

3・5・6号茶地岡向井線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

尾鷲市大字中井浦字坂場1161

紀北県民局尾鷲土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成6年3月29日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課